

会 議 録 目 次

平成30年第6回海田町議会定例会（第3日目）

平成30年12月5日（水）午前9時00分 開議

日程第1	一般質問	
	○前田勝男議員……………	4
日程第2	第43号議案 広島県市町総合事務組合規約の変更について……………	22
日程第3	第44号議案 公の施設の指定管理者の指定について（海田町福祉センター）……………	24
日程第4	第45号議案 公の施設の指定管理者の指定について（海田町シルバープラザ）……………	26
日程第5	第46号議案 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	27
日程第6	第47号議案 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	27
日程第7	第48号議案 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	27
日程第8	第49号議案 一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について……………	29
日程第9	第50号議案 平成30年度海田町一般会計補正予算（第6号）……………	31
日程第10	第51号議案 平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）……………	31
日程第11	第52号議案 平成30年度海田町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）……………	31
日程第12	第53号議案 平成30年度海田町介護保険特別会計補正予算（第2号）……………	31
日程第13	第54号議案 平成30年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……………	31
日程第14	第55号議案 平成30年度海田町水道事業会計補正予算（第1号）……………	31
追加日程第1	平成29年度決算の認定に係る海田町決算審査意見書の訂正の件……………	37
	（散 会）……………	38

平成30年第6回海田町議会定例会

会 議 録 (第3号)

1. 招 集 年 月 日 平成30年12月3日 (月)
2. 招 集 の 場 所 海田町議会議事堂
3. 開会 (開 議) 12月5日 (水) 9時00分宣告 (第3日)

~~~~~○~~~~~

4. 応 招 議 員 (15名)

|     |         |     |                  |
|-----|---------|-----|------------------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 欠              員 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信          |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大          |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公          |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生          |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一          |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男          |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治          |

~~~~~○~~~~~

5. 不 応 招 議 員

な し

~~~~~○~~~~~

6. 出 席 議 員 (15名)

|     |         |     |                  |
|-----|---------|-----|------------------|
| 1番  | 小 田 久美子 | 2番  | 欠              員 |
| 3番  | 富 永 やよい | 4番  | 大高下 光 信          |
| 5番  | 大 江 康 子 | 6番  | 兼 山 益 大          |
| 7番  | 下 岡 憲 国 | 8番  | 住 吉 秀 公          |
| 9番  | 宗 像 啓 之 | 10番 | 久留島 元 生          |
| 11番 | 岡 田 良 訓 | 12番 | 多 田 雄 一          |
| 13番 | 崎 本 広 美 | 14番 | 前 田 勝 男          |
| 15番 | 佐 中 十九昭 | 16番 | 桑 原 公 治          |

~~~~~○~~~~~

7. 欠 席 議 員

な し

~~~~~〇~~~~~

8. 説明のため議場に出席した者の職氏名

|               |   |         |
|---------------|---|---------|
| 町             | 長 | 西 田 祐 三 |
| 副 町           | 長 | 胡 家 亮 一 |
| 企 画 部         | 長 | 鶴 岡 靖 三 |
| 総 務 部         | 長 | 丹 羽 勤   |
| 福 祉 保 健 部     | 長 | 湯 木 淳 子 |
| 建 設 部         | 長 | 久保田 誠 司 |
| 総 務 部 次       | 長 | 門 前 誠 司 |
| 建 設 部 次       | 長 | 龍 岩 広 幸 |
| 企 画 課         | 長 | 山 崎 純   |
| 魅力づくり推進課      | 長 | 宮 垣 将 司 |
| 財 政 課         | 長 | 吉 本 真 人 |
| 税 務 課         | 長 | 近 森 茂   |
| 生 活 安 全 課     | 長 | 脇 本 健二郎 |
| 長 寿 保 険 課     | 長 | 新 藤 正 敏 |
| こ ど も 課       | 長 | 森 川 雅 枝 |
| 保健センター所       | 長 | 森 原 知 美 |
| 建 設 課         | 長 | 木 村 生 栄 |
| 上 下 水 道 課     | 長 | 早稲田 誠   |
| 会 計 管 理 者     |   | 中 下 義 博 |
| 社 会 福 祉 課 主 幹 |   | 松 井 良 哲 |
| 教 育 長         |   | 佐々木 智 彦 |
| 教 育 次 長       |   | 伊 藤 仁 士 |
| 学 校 教 育 課 長   |   | 小 林 伸 二 |
| 生 涯 学 習 課 長   |   | 森 原 宏 生 |

~~~~~〇~~~~~

9. 職務のため議場に出席した者の職氏名

日程第 1 一般質問

~~~~~○~~~~~

また、本日は報道関係者のカメラ等の撮影を許可しておりますので、御了承ください。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付をしております日程第1から日程第14に至る各議案でございます。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を続行します。前田議員の再質問からです。14番、前田議員。

○14番（前田） それでは、再質問を始めます。通告は出しておりませんが、冒頭、二つほど、愚問から入りたいというふうに思います。一つ、許可の方をよろしく。

まず一つ目は、愚問ということで、部課長の説明、これ、私は、町長の直接説明、発言、こういうふうに過去認識してきた訳ですが、部長、課長の発言といえども町長発言と捉えて、これで良いかどうか。まず、これが一つ。

二つ目には、議員が、昨日もありましたかね、特定業者の指名、議員の活動として指名をお願いする、議員のね、特別の業者。この業者を指名に入れてやってくれ、どこやら委員会でもあったが、利益誘導だなんていう愚かな野次もあったようですが、これについて、議員の活動の一環である、こういうふうに私は認識しているが、この二つについて、まず冒頭、確認をいたします。

○議長（桑原） 総務部長。

○総務部長（丹羽） 1点目につきましては、まず、我々、部長、課長の答弁でございますが、町長の委任を受けて答弁をさせていただいているものでございます。これにつきましては、町長発言と同等のものと考えております。

前回の9月定例会での御質問での特定の業者を指名の関係で、利益誘導に当たるのではないかという等々の御質問だろうと思うんですが、特に業者の方を名指ししておられる訳ではないだろうとは考えております。議員活動の一環であると考えております。

○議長（桑原） 前田議員。

○14番（前田） そういうことの確認の訳ですが、それで昨日の再質問の続きになる訳ですが、いわゆる町道6号そして町道137号の結節の橋、河床改修を県にお願いするとかいうような答弁があった訳ですが、まずここで、この橋は町のものなのか県のものなのかというんか、いわゆる管理責任、どちらが管理しているというんか責任を持って管理をしておるのか、これについてまずお尋ねをいたします。

○議長（桑原） 建設課長。

○建設課長（木村）町管理の橋でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）町管理ということで、ですから私が言うとするのは、この橋を架け替えなさいと、橋の下に仕切りがあつて、いわゆる三迫川の支流、本流、これはここでは何じやいと書いとったかいな、それはどうでもいいわ。意味が分かるじゃろう思うが、全く、橋の下で合流して、仕切りが入っているんやね。要するに、川の流量というか、そういう流勢を阻害しておる、だから、いち早く取る必要があるんじゃないか。分かりやすく言うと、橋脚だけを残して床版を取って、床版だけかぶせればいいじゃないかと、すごく簡単に改良ができると思うが、それについて再度お尋ねいたします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず水の流れでございますが、水の流れをスムーズに流す方法として、敷板を置くことによって、流速の方向を調整してうまく合流させるという機能を持つこともございます。ただ、一方、それを外すことで、水同士が直接ぶつかることで、そこで乱流と申しますが、渦を巻いて水の流れを阻害するケースもございます。

したがいまして、一概に撤去すればよいという訳ではございませんので、それらも踏まえた上での検討は必要かと思ひます。また、町が管理している橋でございますが、砂防指定地内に橋を架けるといふことは、砂防施設管理者である県との協議が必要となります。

したがいまして、単純に真ん中の床版だけを取るといふことになると、改良といふこととなりますので、県の方とそふ方法についての協議が必要となつてまいります。

したがいまして、その流下能力等々、検討をした上での広島県との協議を経て、実施するかしなないかといふ検討になろうかと思ひます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）今、その川の合流点はね、流速を阻害する、こふいうことについては、わしもはつきり言つて認識しておるんです。いわゆる瀬野川の合流、畑賀川の合流点、こふで何回も、わしは個人的にはいろんな話をした訳ですが、瀬野川の流速を畑賀川の流速といふか、それがくさび状に入つて、こふで盛り上がつて、こふいうんか、流速が止まる、こふいうのも承知はしておるんです。

ところが、今、この三迫川は、なぜこふいうことを言うかといふと、川の幅員、幅がないんですよ。御存じのよふにせいぜい1メートル、おそらく1メートルもないんじゃない

いか。今回の災害でも大きいのは1メートル以上の石が、少なくとも七、八十センチの石が複数個並んで流れておる。そこへ二つ、三つ来たときに、1メートルもないような幅員のところじゃ、即、引っ掛かる。現実ここで引っ掛かって、あそこの個人的な名前は支障はないと思うけども、柿の木の下の方が崩れておる、原因はそこにある。だから、これを改良する必要があるんじゃないか。それが一つね。

もう一つは何かというと、町長が言われる、住んで良かった、住み良い町、住みたい町、こういうことを考えると、この地区は特に、私の知る範囲で過去2度こういう災害が起きている。今後も起きると。何を守るのか。

町の予算がないから、これは何が言いたいかというと、いわゆる川の幅、1メートルぐらい広くしなさいと、深さも1メートルぐらい深くしなさいと言うとる訳やね。何でか。災害が起きないように。

要するに、流量、面積やったら分かるけども、いわゆるHWL+1,000、こういうことをずっと言うてきている訳です。これができないから、そういうものが障害になって水害、事実そうなんよね。

跳ね出し部分、若干、逸れますけども、今回の災害が起きたところは、いわゆる川に蓋をしておるとこ、暗渠部分が全部災害起きとる。これ、畝であれ、この上市か、国信、寺迫、全部、国信はアンダー、寺迫も川の縁、わずか五、六十センチの溝というか川というか、これも蓋をしておる。上市もそうである、畝もそうである。全部がそういうところから起きとる。いわゆる流量が足らんということで、川の断面が足らんのよ。これについての改良はどのように考えておるのか。今言うた住み好い町、そういうもの、住んで良かった、住みたい町を作るために、是非必要なんじゃないか。こういうことを考えるが、その辺についてのお答えをお尋ねします。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）海田町の住み良い町を作るということは、海田町、町だけではなく、広島県さん、そして国と3者が連携をしてやっていく必要があると考えております。その一つといたしまして、まずは砂防堰堤、砂防堰堤の機能は土石流であったり、流木を止めるという機能でございます。そちらの方でそれを止めていただいた上で、河川の方で増水した水を適切に流していくという考え方に立った整理が必要かと思っております。したがって、今、おっしゃられたような転石等については、今も広島県に要望しておりますが、砂防堰堤の早期整備をお願いしていきたいと。そしてその一方で、水を流す機

能が不足している部分については、今回の災害復旧と併せて、広島県さんに維持、修繕の範囲で修繕をしていただいて、流下能力の向上を図っていくということを検討していきたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ですから、その中で、私の認識不足かも知れませんが、県がやるのは管理河川として、いわゆる分かりやすく言うと、現況復旧、こういうことで認識しておく訳です。というと、今の川が、例えば水深が60センチぐらいしかない、そのままで復旧する。幅員も1メートルそこそこしかない。そのままで復旧する。これでは先ほども言われるそういう石ころ、そういうものが流れてきたときに、即、よその流量が落ちるというか、流速も含めて落ちる。だから、川の断面積が足りないということを言うとの訳の、一言で言えば。

だから、今言ったそういう安全な町を作るために住んで良かったという町を作るために、将来、通して、町長、これは是非やるべきだと思うが、距離にしてわずか200メートルぐらいなんですよ。そこに県と共同で、お願いをしながら、施工は県がするかも知らん、一部町負担ということでやってはどうか、やる必要があると言うとの訳。この辺についての認識はどうか、将来計画。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）議員さんのおっしゃられるとおり、町としても考えております。言われるように、災害復旧というのは、あくまでも現状回復でございます。したがって、先ほど来、申し上げておりますように、災害復旧ではなくて維持修繕という手法で、流下能力の向上を図っていただきたいと、今、広島県にお願いをし、協議をしておりますので、できる限り、そういった広島県と連携を図る中で、災害復旧と併せた維持修繕を図っていききたいと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そういうことでやらないと、先ほども何か、ダムうんぬんと、こういうことも言われておりますね。ダムは、あくまでもそういう砂防、治水ダム、いろいろある訳ですが、砂防ダムを造っても流量は変わらないんですよ、課長、間違うたらいかんよ。砂防ダムを造ったから、流量は減る。造ったそのときは減るよ、満水になるまでは、の。いったん満水になったら、極端に言えば雨ぽつん1粒降ったら、即、1粒下に流れるんよ。だから、流量は変わらないということをしっかり認識して、そこでこの答弁

の中であるんだけど、ダムを今からお願いするとか何とか訳の分からんことを言うところが、ちょっと私の認識と違うんですが、私の情報、かなり精度の高いところから得ておるんですが、既に予算化されとる。施工業者がおらんで発注できないんだと。どの位置にどの程度のものを造るんか分からんが、あなたらの方はちょっと認識いうか、情報が遅いんだけど、その辺の情報、どうなっておるんか、私の認識と違うと思うので、本当に県の方とそのダムうんぬんの設置要望、計画の有無のところも含めて、情報をつかんでいるのかどうか、ちょっと情報が遅いように思うがどうなのか。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）砂防堰堤の整備要望については、土砂法の基礎調査後のレッドゾーンが示されて以降、すぐに継続して、早期整備を要望してきておるところでございます。それは西ノ谷川、西ノ谷川支川でございますけれども、今、町の方で把握している砂防堰堤の事業採択については、楠木谷川、春日神社があるところでございます。それと、海田町域ではございませんが、南幸川というヴィラージュ海田というマンションがある裏のところについて、緊急砂防事業を実施されると、事業採択をされたということは承知しておりますが、西ノ谷川、西ノ谷川支川についての砂防堰堤の事業採択ということは、まだ聞き及んでおりません。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）その辺が、呼び名も違うんかも分からんが、三迫川と、西ノ谷川、三迫川支川、そこもあれじゃがね、しっかりこういう大変な事業であるし、そういう三迫三丁目あたり、特に家屋の崩壊、こういうことも考えると、いち早くやるべきであると、こういうことで、今のところ、事業採択は認識していない。ちょっとこら私に言わずと、お粗末なんじゃないかと。早急に確認して、どこかの機会にそういうことを知らせてほしいというか、あるいは委員会等でも発表があればその情報が得られるんじゃないかということで、次に行きます。

土石流の撤去、こういうことでもお願いをしてきて、先ほど来、言うとります特定業者、これ、ずばり言いますが、前回、財政課長、指名のあろうなかろう、緊急事態だから、そういうものを発注します、こういうこと。じゃ、こういう業者もおるから、どうかお願いしたらどうかと、予算のことなんか何とかいうて訳の分からん言い訳を、県が指針が出てこんとかいうことだけでも、そんなことを言うところの場合じゃないじゃないかと。それで、その業者を使わなかった。災害は7月6日に起きとる。9月5日に一般質

問をしとる。その業者が私の知る範囲、近くのところに入ってきたのが10月の3日、4か月掛かった。なぜこれだけの時間を要したのか。この辺の説明をお願いしたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）災害復旧の土砂撤去に当たりましては、できる限り、業者の確保に努めてまいりました。しかし、今回、甚大な災害であったということもございまして、その土砂量というものも膨大なものでございます。したがって、ある程度の期間がどうしても掛かったものと考えております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何か知らん人が聞いたらそうかなと思うような答弁。聞いとることと答弁と違うだろう。特定業者はこういう業者もおられますよ、そういう業者も、これ、町長答弁に戻るけども、そうすると、そこで冒頭、確認しておるのが、町長、虚偽の答弁をすることになるじゃないか。いち早くそういう業者を駆使してやりますと、こううて言うところ。土砂の量が多いから、工期が、着工が遅れた、そんなこと言うところじゃない、この業者を使わん理由は何かとこう言うところ。なぜ、使わなかったのか。町民が困つとる訳だ。土砂の量が多いとか少ないとかいうのは全く関係ないじゃないですか。意味が分からん。

だから、脱線するかも分からんが、もう1回、明確な答弁と、町長答弁の虚偽というのか、この説明の違い、どうなのか。建設部が言うことと企画が言うことと違うところじゃない。いろんな業者を駆使して、早く復旧に努めます。土砂の量が多いから、何のことを言うところのか訳分からん。再度、説明願いたい。

○議長（桑原）副町長。

○副町長（胡家）昨日、町長の方が答弁をいたしておりますが、再度、その点について御説明をさせていただきたいと思えます。今、前田議員さんの方から7月6日の発災から非常に時間が掛かっているという御指摘がございました。7月6日からということで御説明を申し上げますと、まず一つは、土砂災害の被害が町内の広範囲にわたっていたということで、被害の把握に時間を要したということが一つございます。また、土砂撤去に関する新たな制度設計、こういった制度を海田町は持ち合わせておりませんでしたので、こうした制度設計に取り組んだということで、まずその点で一定の時間を要したということでございます。これは、昨日、町長が答弁したとおりでございます。

それから、9月定例会で、いろいろな業者を活用するということについて、御説明を

申し上げておりますけれども、この点については5点目の答弁で申し上げておりますように、建設工事につきましては登録業者の中から契約する原則がありますので、随時の登録を受け付けるというような応急対応をしまして、それで災害復旧に当たっていくという御説明をさせていただいたと。そういった考え方を受けて、工事については随時の登録を受け付けて発注し、業務委託については随意契約であれば業者登録がなくても可能だというようなことで、そういった対応をさせていただくということを、9月議会で答弁をさせていただいているということでございます。

それで、なかなか実際の着手に当たらなかったじゃないかということでございますが、これにつきましては工事発注に至るまでに被災状況の確認でありますとか、施工性を検討した上での工事計画の立案、そういったものが必要だと。我々の方の準備作業というものも必要だということで、これについては極力急いでやらせていただいたつもりではございますが、なかなか、箇所も多くて、時間が掛かったということでございます。そのようなことで、直ちに発注することは困難であったということでございます。

いろいろと御不便をかけ、町民の皆様、なかなか早期の復旧ができなかった点については、最大限、我々も努力しているんですが、なかなか及ばなかった部分があるということでございます。その点については御容赦いただきたいと思います。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）分かったような分からんような答弁でしたね。だから、これ、町長答弁、それを確認しておるんだよ。財政課長、ここにもあるように、随時登録をやって、柔軟な対応をする、だから、こんな業者もおるよと、こういう言うた。それをずっと使わなかった、1社については最後まで使わない。現時点、今日の時点でもそれは使わなかった。使っていない。言葉では、一日も早い復旧、非常に素晴らしいことを言う。財政課長の答弁は素晴らしい思うよ。代弁者といえども。町長答弁、素晴らしいことなんよ。

ところが、実際は、やらないんだ、やってないんだよ。その理由は何かと聞いておる。被害の状況が把握とか、そんなことじゃないよ。庭に土が入った、床下に入った、玄関の戸が開かない、いち早くやってあげるのは当たり前のことじゃない。

だから、業者がおらんのなら、こんな人がおるよ、それを10月3日ぐらいまで使わなかった。それは7月の災害が起きた間なしから言うると、個人的に。正式に言うたのが9月5日の一般質問。だから、7月、8月ずっと言うてきた。やらないから9月に言うた。

それでようやく10月3日になって掛かっているんだよ。その間の3か月も掛かっているその理由は何か。1社は最後まで使わなかった、今日の時点まで。それは何のことが、この答弁と違うじゃないかと言うとる訳よ。未登録の業者であろうと、随時、そういうんで使うというので、災害復旧なんだから。その辺の説明を願いたい。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）まず初めに、9月定例会の発言と違うんじゃないかというところにつきまして、もう一度、9月定例会の発言についての確認をさせていただきますと、議事録を読み上げさせていただきますと、「災害復旧に当たりましては協力していただける業者の確保は非常に重要な課題と認識しております。原則として、登録業者の中から契約する原則がありますので、その登録については災害対応においては臨機応変に随時登録受付をして、関係業者の確保に努めているというところ、また建設業の従事に当たっては当然建設業法上の許可との一定の条件がございますので、そういう資格を満たした業者について随時登録をして、災害復旧に当たっていきたいと考えております」という旨の答弁をさせていただいたところでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ちょっと答弁、合うとるか。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）もう1点、9月定例会における答弁の確認のところでございますが、その際には、前田議員さんの方から具体的な業者がおりながら、使うとらんというか、その辺承知しとるのかという点についての答弁においては、具体的にそういう業者を把握しているかどうかということについては、個別の案件までは把握できていないところでございます、という旨を答弁させていただいたところです。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）議長にもお願いせにゃいけんのじゃが、答弁ができんなら休憩してでも内部調整をしてほしい。今言った日にちの、財政課長の答弁は非常にすばらしい。町長の意向でそう言うたかも。要するに、町長の代弁をしとる訳だ。非常に良い答弁をしてくれとる。ところが、言うとることとやっとることと違うじゃないかと、わしが言うとるのはここを言うとる。その違いの理由は何かと聞いとるんだが、ちょっと議長が判断して、どうなんか。答弁、返つとるんか、わしの耳が、頭が悪いんか、どっちかいな。何やったら、休憩してちょっと調整してくださいや。

○議長（桑原）暫時休憩します。

~~~~~○~~~~~

午前9時30分 休憩

午前9時38分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。建設部長。

○建設部長（久保田）先ほどの質問に対するお答えをいたします。まず、議員さんの方から通知を受けまして、町内の方でできる限り、応急復旧に当たっていただける業者の方を可能な限り、私どもの方でお探しさせていただきまして、対応の方をさせていただきます。遅れた理由については、再度担当の方からお話の方をさせていただきます。

○議長（桑原）建設部次長。

○建設部次長（龍岩）まず、民有地内土砂撤去並びに農地内の土砂撤去の作業についてのございますが、申請がございまして、審査の上、現地を確認、これは申請者さんと同時に現地を確認するという作業を行う訳ですが、そういった工事計画の立案、先ほど副町長が説明しましたように、そういったところにどうしても時間を要する案件でございました。そういったことから、なかなかすぐに全部の箇所を手を回すということが不可能であったということでございますので、そこらあたりを御理解いただきたいと思います。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）意味が分からんよ。土砂の量が多かった、広範囲にわたった、なおさらいろんな業者を駆使すべきじゃないの。だから、そこに2社紹介した。未だに使うてないのは、その理由は何かという。じゃ、あんたらの事務怠慢か。そんなこと言うところ合じゃないやろう。ほとんどが事後精算しとるじゃないか。

昨日もあったよ。要りもせんトラックをそこへ、3か月も4か月も、言葉のあやで言うんじゃけども、実際は1か月も分からんが。事後精算はどのように、事後精算するんだらう。事前に全部積算するのか。再度、確認する。これ、4枚目にも書いとる。あんたら答弁書を持っとるんやろう。随意契約、業者登録がなくても可能な限り発注してまいりますと。今回もこれ言うところよ。前回の財政課長の答弁、町長代弁、代理代弁を、わしはすばらしいことじゃと思う。悪い言うところんじゃないよ。課長がどうか言うところんじゃないよ。担当課が今日までこういう業者もおる、使いなさい、解体業者もおらん、

こういう業者がおるよ。特別、名前までは言うたらんが。

住民説明会、9月26日、町民センターでやった。業者がおりません。泣いてお願いしとる。質問ありますか、十何ぼ、16名やら質問したというが、あの中に質問は私の聞く限り一つもなかった。全部、要望、嘆願じゃったと、私はそのように認識しておる。泣いて言いよった。だから、困っとる人がおるから、助けてください、こういう業者おるよ、いまだに使わないと言うんだから、それはどうなの。

だから、それはそれでいいとしても、使わなかった理由は何かと聞いとる。分かったか、言うとする意味。しつこいようじゃが、再度聞く。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）あくまで一般的な話をさせていただきます。あの応急復旧で一日も早い復旧の方を私どもの方は取り組んでまいりました。その過程で町内業者の方にも当然いろんな業者の方をお願いをしてきました。その中には、ほかの仕事が手一杯なので断られた業者もいらっしゃいます。

以上でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そりゃ、今日言うてった、今日の、ほんじゃ明日から行こう、今から行ってやろう、こういう事態だから、緊急事態だから、そんな業者ははっきり言うておらんとするんよ。ほんで、諸々があって、委員会でも言うたが、その件については答弁できません。少なくとも指名業者が、指名の時点で、資格全部、君は車何ぼおる、有資格者、技術者何ぼおる、全部登録が出ておる、指名が。何ら書類に問題がない。えこひいきでやっているのかどうなんか知らん。いまだに特定業者が。それで今度、2社か3社でやっとする。全然、答弁と実際にやっとすることとがかみ合うてないんだよ。部長。説明ができません。業者の資格とかいろいろ問題があるんです。指名の時点で、財政課が受けるんか、どこが受けるんか知らんが、指名の時点で、うちは、例えば、トラックの運転手が何人おります、機械の建技、3トン未満、3トン以上何ぼおります、3トン未満の機械は何ぼおります、全部書類で出しとるやないか。何が書類に問題があるのか。いろいろ問題がある、言うてみい、ちょっとその辺の説明を願いたい。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）書類が問題があるとか、そういう話は私はしていないと思います。

できる限り、応急復旧に当たっては一日も早くやっていただきたいということで、あく

まで一般的な話をしますけど、広くお話はさせていただきました。この中で、やはり、ほかのところと掛け持ちしておったり、いろんなところの関係でどうしても対応できないという業者もいらっしやいましたということで、なかなか対応できなかったところもございます。遅れたところの理由は、今言ったような形で、次長の方がお話をさせていただいたような理由で遅れてしまったというところはございます、我々執行部の方としては一日も早い復旧に向けて全力で取り組んでおったということでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）ちょっと意味が分からんがね。この4枚目の上から五、六行目に書いとる。柔軟な対応で災害復旧に、どうなん、いいかげんな職務怠慢でやってまいりましたと、こういうふうに私は根性が悪いけ、読むんじゃ。緊急を要するんなら、言っちゃ悪いが誰でも良いよ。スコープ持つとる人、元気な人なら。柔軟な対応というのは、これ、どういう意味、ちょっとこの説明をしてくれ。これは分からん。意味不明だ、俺に言わすと。何が柔軟な対応で、ゆっくりゆっくり、暇々見て、お日さん西行くのを待ちながらやってまいりましたと、こういうことを言うとするんか。その意味、どういうことなの。はっきり説明して。柔軟な対応という意味が分からん。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）町長答弁における柔軟な対応の意味でございますが、こちらは9月定例会においては、建設工事は登録業者の中から契約する原則があり、その登録手続きについては、原則2年に1度の定期登録、あるいは定期的な更新いうところについて、災害においては随時登録を受け付けるいうところも柔軟な対応ということで答弁をさせていただいております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）そういうことで、非常にすばらしい答弁。ところが、紹介しとる業者を使わなかった、こういう業者がおるよ。だから、財政課長はすばらしいことを言うとするとするんや。建設はどうなっとんかと、そこなんよ、わしが言うとするのは。だから、町長答弁が虚偽かと言うとする。食い違うとするやないけ。やっとすることと言うとることが違うと言うとするんです。どうなのか。違うとらんか、整合性があるか。俺はよう分からんが。違うような気がするんじゃけど。非常に良いことを言うとする。実際はやってないんだよ、どうなの、そこ。

○議長（桑原）建設部長。

○建設部長（久保田）あくまで一般的な話をさせていただきます。特定業者とかじゃなくて、一般的な対応の方の話をさせていただきますね。応急復旧があったときには、いろんな対応をするときには、広く町内業者の方にお話はさせていただいております。その中で、どうしてもほかの仕事とダブったりして、お断りされる方もいらっしゃいました。その中で我々は協力していただける業者を一生懸命探して、対応の方をさせていただいております。その中でお願いした業者の方が、ちょっと着手時期が遅くなったとか、いろんなことはありますが、いずれにしても一日も早い復旧に向けて我々の方は取り組んでおります。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）わしと意見が合わんです。財政課長の答弁、すばらしいことを言うたろう。だから、こんな業者もおるから使いなさいと。しつこいようじゃが、これ以上言わんが、どっかでまたチャンスがあったら言わなにゃいけんがの。やっとなることが違うと言うとる訳よの、部長。あんたの答弁が違ういうんや。すなわち町長答弁に食い違いがあるいうことを言うとりんじゃ、わしは。整合性がない。もっと責任を持った答弁をしてくれ。そういう指名業者であろうがなかろう、さっきちょっと言葉のあやで言うたがの、極端に言ったらスコップ1丁持つとる人でも手伝ってくれるんなら、お願いして、中には体が悪うて、玄関の戸も開けられん、砂が溜まって、そういう人もおられた。だから、隣のおじさん、スコップ1丁持っていったら、隣さんがそういうふうにしてやってくれるんだよ、それを頼んでないんだよ。口じゃ、頼むじゃ。誰でも業者はの、さっきも言いかけた、今言うてたろう、昼からやってやろう、いわゆるもろ手を広げて待つとる業者、こういう大災害のときじゃからおる訳ないじゃないですか。3日なり、1週間なり、10日待たにゃいけん。10日ぐらい待てば一つの仕事が切れる。20日もすれば二つ仕事かの、まとめていけるよ。それを頼みに行っていないじゃないか。それをわしが言うとり。その理由は何なのかと言うのよ。その説明がさっきからずうっとないんだよ。後日また、何かのときに聞かせてもらう、の。しつかり、頭入れといってもらいたい。

そういうことで次に行くけども、もう一つ、同じようなことがあるんだよ。時間はゆっくりあるけの。総務部長、ここに9点目のことで、こう言うとり。交通安全対策ということで聞いとる。昨日もちょうつと言うたが。3年じゃ思うたら6年掛かっとな。6年間お願いしいしい、隣とけんかしながら、仲ようやりんさいや、遠くに離れておる人はそれでいいかも分からん。隣におる者はそういう訳にいかん。仕事は夕方の8時ぐら

いから朝の5時までやる。寝ちゃおられん。ちょっと行ってみい言うたら、行ったら何もなかった。夕方の8時から朝の5時まで仕事をするんだから、あんたらは朝の8時から夕方の5時まで仕事するんじゃ。その間に行ったら何もやっとならん。やっとなんないじゃない。片方は夜の8時から朝の5時まで仕事しとる。あんたらとちょうど裏表みたいになっとなん、の。それで、ここで何か分かんことを、経営者も代わっとなん、これもの、うその話。本人、人間代わってない、われ、隣におるから分かつとなん。こういういかげんな答弁にだまされとるんか、あんたらがいかげんな答弁を書いとるんか。それは言わんとしても、ここに書いとることは、現在も見回りやら、記録写真を撮る、俺、そんなこと聞いとるんじゃないじゃ、ここで。6年間できなかったその経緯を説明してくれと、こう言うとなん。ちょっと間違うとるから読むよ。ちょっと間違うとるけの。下から3行目に通告に書いとるんじゃ。「6年間できなかったのがたった1日の」と書いとる、これは1回の間違いだよ。6年間できなかったのがたった1回の警察との、課長じきじき談判でできたんだよ。その6年間の経緯を説明しろと、こう書いているんじゃ。それは何かと、こう聞いとる。答弁、違うとるう。

業者も代わっとなんし、経営者も、知らんよ。いろいろ指導をやってまいります。そんなことを聞いとるんじゃない。ちゃんと聞け、経緯を説明してくれ。流れをね、6年間。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）これまで前田議員からの一般質問をいただいて、海田警察署の方にも何度か足を運ばさせていただいて、交通課の方で話をする中で、これまでは規制の係長さんであったり、担当者の方でお話をさせていただいてきておりました。この度、生活安全課長とともに海田警察署の方の交通課に訪ねて話をする中で、今度、課長さんの方が私が話を聞こうということで話を聞いてくださいます、前田議員の御自宅の方に交通課長さんの方が行きましょうということで、話がまとまって、この度伺って、直接業者の方へも指導をしていただいたということでございます。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）6年間、時間が掛かったことにつきましては、大変申し訳なく思っております。我々の努力ということも足りなかった部分は十分にあるかと思います。この点は反省すべきところではございますが、まずこの6年間掛かった経緯につきましては、やはり我々が交通規制の主管課長であります交通安全課長の方と直接お話をできなかった、その規制の係長さんとその担当者と話をしてきたということで、なかなか話が

進まなかった。そこで時間が掛かったものと思います。この度は、強力にそれをお願いする中で、交通課長さんも出てきていただいて、こういった解決に至ったということで、そういった経緯でございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）答弁になっとらんよ。聞いとるのは、それ、どういうことをやってきたんか、その経緯を言えと、こっち言うとする。病院通いしたり、朝の5時までカンカラカンカラ夜中の12時やるから寝られんから、精神的におかしくなって病院通いした。6年間辛抱した。それが、たった、ここではプリントミスで1日と書いたが、1回、交通課長が来てくれて、やかましく言うた1時間ぐらい、あんたらも事故処理屋か。俺もやかましく言うた、食いついて。待ってください、私が何とかしますからと。1回でできたんじゃ。係長がどうだったのか、担当が代わったのか、6年間どういうことをやってきたんか、説明せえ言うとする。それ、答弁になっていないよ。こんないいかげんなことで、海田町議会には日本の最高教育を受けたような人たちがどろっとおってから、何たる答弁をしとるんか。ちょっと議長しっかり聞いとることをちゃんと答弁させてくださいや。ただいたずらに時間だけが過ぎとる。私が聞いとるのは、なぜそうやって6年も掛かったのか。こっちで1回でできたじゃない。だったら、6年間、どういうお願いをしてきたのか、時系列で説明せえと、こう言うとするのに、それができてない。何のために2週間も3週間も前に通告するんだよ。通告しとるんだよ。今、ここで3分前に言うたんじゃないんよ。休憩してでもいいけど、それをちゃんと作らせや、議長。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）前田議員の一般質問の中で、まずは、あそこに交通規制を、駐車禁止の規制をとということで初めにお伺いをしております。これについて海田警察署を訪れ、交通課の方にいろいろ相談をしてまいりました。交通課の方としてはそういった交通規制を地域一帯に掛けることが非常に難しいということで、いったんは断られたものでございますが、数回にわたり規制をしてほしいということで、前田議員の御質問のたびに交通課の方にお伺いして、規制をかけてほしい旨、申し入れをしてきたところでございます。ただ、やはり、海田警察署の方で対応する訳ではなく、県の公安委員会で規制を掛けるということで、公安委員会に上げるに当たって非常に難しい事案であると、周辺住民の皆さんに関わる問題なので、皆さんの総意がないと難しいということで、これまで断られてきたところでございます。ただ、そういった交通規制ではなく、直接交通課

長さんの方が注意することで、そういった行為もやむのではないかということで、この度、交通課の課長さん自ら動いていただきまして、こういった解決に至ったものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）答弁になつたらんよ。6年間掛かって、そりゃ、向こうもいろいろ事情があった。もともとがね、駐禁のそれがあったんだよ。誰が外している。それで、付近住民の人があんたらも現状を知つとるか知らんのか知らんけども、道路幅が約9メートルぐらいあるよ、歩道も入れての話じゃけども。そこに3台が横列で並ぶんだよ、縦列じゃないんだよ。そういう状態が何ぼも言うて、新幹線の側道幅が5メートルある。30センチの溝がある。道路は溝も入れてな。そこに車が2台ぐらい並んで、3台ぐらい並んで、縦列駐車。残りの土地が幅員が何ぼあるんかい。道交法、3メートル未満のものは駐車違反だ。交差点の5メートル以内、寺迫の警察官に言うた。ここ、道交法違反じゃないか、取り締まってくれいうて。どう言うた、おじさん、よう知つとるねと、こう言われたんじゃ。何じゃこりゃ。そんな状態だから、駐禁の札やってちゃんとお願ひしてくれ言うたら、そりゃ、警察がやらなかったんかどうかわらんよ。でも、さっきから聞いとるのは、6年間、その間、どんなことをしてきたかと聞いとるんじゃ。何もしてこん。一、二回お願いに行っただけなんだ。それならそれでいいが。そのように答弁してください。ただ、玄関の方まで行って、こういうことでお願ひ、それじゃ、帰ります。ろくろくものも言わずに、通うのは3回か5回行ったんか。6年間で何回行ったんだ。そこらの答弁がない。どういうことをしてきたか説明してくれと言うとるのに、さっきからピンと来とらん。はっきり答弁、願いたい。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）大変申し訳ございませんが、この6年で何度海田警察署の方を訪れ、規制のお願いをしたかという記録はございませんが、少なくとも前田議員からの御質問が出たときには、必ず海田警察署の方に行ってお願ひをしてきたものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）まあ、いいや。分かりやすう言うたら、二、三回は行きましたよと、こんなふうに聞こえるんよ。直接、わしが痛いこともかゆいこともないけ、真剣にやらなかった。町民の声はどうでもいい。形式的に海田警察署の玄関の方まで行っての、3段ある階段を2段ほど上がって引き返してきました。こんなふうにしか聞こえんのじゃ、

部長。もっと町民のために、いつかも言うたように、あんたらはの、わしらもそうかも分からんが、町民は税金という名のもとに金を出しおうて、あんたらを雇用しとるんじや。わしらもそれをもろうて代弁やととるんじや、町民の。さっきも言うたように。カンカラカンカラ夜中に音がするけ、病院通いした。その医者代は誰が払うてくれるんじや、誰も払うてくれんじやろ、あんたらも関係ないじやろ、痛いこともかゆいことも。近所の者は大変なんだよ、川の向こうの人までもうるさい、大変だ。前田、我、横におってどうなった、いいかげんにちゃんとせえや。どれだけ近所から怒られたか。近隣から声がない、冗談じゃないよ。近隣から声が出とるじやろ。わし1人が言うたいうんか。ちょっと要らんことやけど、次行きたいんじやけども、その確認を一つする、要らんこと言うから。答弁に引っ掛かるよ。

○議長（桑原）総務部長。

○総務部長（丹羽）近所からの、前田議員以外からの町民の方からのお声も聞いております。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）じやろ。そういうことなら、わし1人が言うとりんじやないから、近隣の声がないから駐禁の札ができない。そういううそのいいかげんな答弁をすなと言うとりんじや。もっと正確な答弁をしてください。人ごとじゃないんだよ、あんたらも。喉元過ぎればというような、あんたら考えを持っとるがの。チャンスがあつたら、またお願いするよ。もういいかげんなことなんよ。こんないいかげんなことの続きで、まだいいかげんなことを言わないけん。

知らんけども、災害箇所縦断、横断の測量、これもまた何で5回も6回も同じところ測量するんかと聞いとるんよの。同じ箇所だから、県の管理河川だから、県と町と打ち合わせて、その測量とかは発注できんのかと、こういう言うとりんじやがの。広島県で業務発注しとる、海田町その他の護岸について、道路の側溝かなんか知らんが、道路の底の護岸なんか分からん、道路横の。川の護岸が崩れるということは、道路の側溝が崩れておると同じことなんよ。同じ場所のことなんよな。だから、答弁はそういうことだから、町道の管理者と共同で発注しないかと、こう聞いとるんよの。その辺の答弁がないんよ。それで、測量を5回も6回もしとる。今日は何の測量か言うたら、被害箇所の断面の測量でございます。また、この間も来ておったがの、今日は何の。測量、縦断です。ほう、御苦労さんです。ありゃ、今日また、今度3回目で、何かいの。川の横断

が十分取れてないから、縦断の確認に来ましたと。水が流れて、石が二つ、三つ転がったら、横断が変わるんかも分かん。何かそんなもの、石ころが一つ、二つ動いたかどうかなんか知らんが、むちゃくちゃの災害の予算だから、好き放題予算を使うてもええいうてやっとするのか知らんけども。ここで聞いとるのは、なぜ、県と連携して発注できなかったのかと聞いとる。にもかかわらず、断面の拡幅を検討するために現況調査などの調査業務を発注、意味が分かん。どうなの。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）発災直後、すぐに広島県と、今議員がおっしゃられたように、同じ川で右と左で別々の業者で発注するのは無駄なので、一緒に発注をさせていただきませんかという御相談をさせていただきました。県が発注しているコンサルの方にもすぐに相談をいたしました。しかしながら、今回の災害があまりにも広範囲に及んでおりましたので、広島県さんが発注されたコンサルが、既に複数の箇所の災害の測量等の依頼を受けており、とても海田町分までをやってしまうと、全部がうまく回らなくなるということでお断りをされました。それで、やむなく広島県さんとは別の業者にお願いすることになったものでございます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）非常にすばらしい答弁。ところが、海田の業者がの、海田町の建設課から測量を委託されました、同じ業者だよ。海田町の。少なくとも、私が確認しているのは2回、3回ぐらい来とる。なぜそういう事態が、今の話。だから、海田町部分はそういうことで海田町がやった、それはしょうがないんかも分かん。なぜ、2度、3度になっとするのかということ。横断取るために測量発注した、縦断取るためにまた測量発注。だったら、一遍に縦断、横断をやればいいじゃない。同じ箇所を測るんだから。そういう無駄なことを平気でやっとするというか、測量屋も、知らんよ、そこへ来て、5人ほど来て、川の中へ、まだ暑い時期だったからの、トンボの水遊びじゃないが、上がったたり下りたり、ちょろちょろして、半分遊んどる。相当のええ単価でもろうたから、消化せにゃいけんと思うとるんかしらん。なぜ、2度、3度同じ業者になっとするか、これを説明願いたい。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）まず、発注業者は別々になりましたが、情報共有できる部分については、広島県が発注しているコンサルタントと海田町が発注しているコンサルタントで連

携を取るように協議をしております。したがって、町が持っている地形図については共用しておったり、その測量についても共用できる部分については共用をしております。今回、何回も測量をしたのはなぜかということでございますが、まず発災直後に被災状況を速やかに報告しなければなりません。したがって、まず1回はざっと被災箇所を全て洗い出して、国にすぐ報告します。その後に、災害復旧に向けての査定のための測量に入っていきます。しかし、その災害査定も現地で査定するものと机上査定といって、卓上で査定するものがございます。その災害査定設計書を作る中で、机上査定を受ける場合に、査定員に説明するための写真とか横断断面が不足しているということが分かった段階で、再度、現地に入って測量するということがどうしても生じてしまいます。そのため、議員がおっしゃられるように、何回も何回も業者が測量に来たというのは、それらの確認であったり、撮り直しであったりというのが、どうしても発生したために起こったものと考えられます。

○議長（桑原）前田議員。

○14番（前田）何か、うまいこと言うてだまされとるような気もするがの。そこで、今言われる、それならそれで理解しようやないか。ところが、ここに、最後に書いとるじゃろう。ある測量業者が工事の完成写真を撮りに来ましたと。工事の完成いうて、それ工事屋が撮るんじゃないんか、いや、完成の全景写真がないんですよ。あんた、測量屋じゃろう。いや、そうですが、そういうことで、要するに、仮設復旧箇所の完了全景写真を撮りに来ました。土木屋がいわゆるトン袋を積んで、仮設復旧しておる。それはそれでいいんじゃ。当然、工事屋は工程写真、要するに工事の流れが、現況がこうなあって、トン袋2段積んだ、3段積んだ、その都度、積んだところで工事の進捗状況が分かるような写真を写しておるはずや。終わったら、全景写真を持って、全工程が分かる、こんなもの常識いうか、当たり前の話。にもかかわらず、工事済んでから1か月も何がしもしてから、また測量屋やぞ、今度来たん。だから、無駄なことばかりしとるじゃないかというて。何でそういうことが起きるんか、さっきから言うように。県から共同でもできなかった、あれもせなんだ、発注時期が違うとった。そりゃあいち早く、災害が起きとるんだから。

（一般質問の時間終了のブザー）

○14番（前田）ああ、終わったか。もうそれはそれでいいが、どうなったか、その辺の説明。

○議長（桑原）建設課長。

○建設課長（木村）それは先ほど申し上げました災害査定において、応急復旧の大型土のうを積み上げたものが査定として見ていただけます。したがって、被災直後の被災状況の写真に起点と終点を示すんですけども、それと同じ角度で、大型土のうを積んだ後に、どのように応急復旧しているのかというのを査定上の資料につけなければなりませんので、測量業者が同じ角度で同じ起終点を示した写真を撮りに回ったものと思われる。

○議長（桑原）これにて、一般質問を終結します。暫時休憩します。再開は10時30分。

~~~~~○~~~~~

午前10時12分 休憩

午前10時30分 再開

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）休憩前に引き続き、本会議を再開します。

日程第2、第43号議案、広島県市町総合事務組合理約の変更についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第43号議案、広島県市町総合事務組合理約の変更について。宮島競艇施行組合の名称変更に伴う規約の変更について議会の議決を求めるものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）それでは、第43号議案、広島県市町総合事務組合理約の変更について御説明いたします。議案書の4ページをお願いします。資料は資料1の新旧対照表を御覧ください。

この度の規約の変更は、広島県市町総合事務組合の構成団体である宮島競艇施行組合が、事業運営の効率化を図るため、平成31年4月1日から地方公営企業法全部適用へ移行することに伴い、同組合の名称を宮島ボートレース企業団に変更することによるものでございます。広島県市町総合事務組合の規約中、別表第1及び別表第2の宮島競艇施行組合を宮島ボートレース企業団に改めるものでございます。施行期日は平成31年4月1日でございます。

以上で説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。これより質疑を行います。質疑があれば許しま

す。佐中議員。

○15番（佐中）15番、佐中です。名称が変更という、その名称について、宮島競艇施行組合、私から見れば一部事務組合というように感じるんですが、宮島ボートレース企業団ということになると、純然たる企業になるというように感じるんです。それはどう解釈すればいいのかお尋ねします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）一部事務組合でございます。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）それじゃ、会計上は一部事務組合と、もう一つは企業会計ということとのそういう処理になるのかどうかお尋ねします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）現在の宮島競艇施行組合につきましては、公営企業会計方式をとっております。それで今回、法の全部適用ということで、この公営企業会計については、当然やってまいりましたが、それ以外に、独立した企業組織ということになりますので、施行管理者を組織のトップにいたしまして、これまで権限のなかった予算作成でございますとか、給与、人事権が付与されるという形になります。

○議長（桑原）佐中議員。

○15番（佐中）一部事務組合は、その中に議会を作る訳ですけれども、第三セクターみたいになれば理事会の中で決定権を持ってそれが施行される訳ですけれども、そういう方法について、ここに挙げられておるのに、公的な組織の中で企業団として別法人の形でここに計上されるというのは、ちょっと理解に苦しむんですが、その辺の理解を解消する説明を求めたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）現在も組合の方で議会がございます。それで今回の企業団につきましても、権限とは違いますが、同様に議会、ここでいいますと、廿日市市と大竹市がその構成団体になっておりますので、それらの方々から選出された議員で構成された議会ということになります。

○議長（桑原）ほかに質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第43号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第43号議案については、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第43号議案は原案のとおりこれに決します。

この際、皆さんに審議日程についての確認をしておきます。日程第3から日程第7に至る各議案については、補正予算に関する議案でございます。各案件については、日程順に執行部より説明を受けて予算委員会に付託する予定でございますので、御協力をお願いいたします。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第3、第44号議案、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。町長より提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第44号議案、公の施設の指定管理者の指定について。海田町福祉センターの指定管理者の候補者を選定したことに伴い、指定管理者として指定することについて議決を求めるものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）それでは、第44号議案、公の施設の指定管理者の指定について御説明させていただきます。議案書の5ページをお願いいたします。

公の施設の名称は、海田町福祉センターでございます。指定の相手方は海田町日の出町2番35号、社会福祉法人海田町社会福祉協議会会長、山本昭。指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間といたします。

次に、資料2の海田町福祉センターの指定管理者候補者の選定についてをお願いいたします。1の指定管理者候補者の選定につきましては、福祉センターは平成18年度から海田町社会福祉協議会が指定管理者として管理運営を行っており、今年度をもって指定管理期間が終了いたしますが、平成31年度以降についても、公募によらず、引き続き、海田町社会福祉協議会を指定管理者候補者として選定したものでございます。

2の選定した理由につきましては、1. 福祉センターは福祉の向上を図ることをはじめとし、多くの町民等の福祉の増進のために設置された営利を目的としない施設で、そ

の性格などから様々な福祉サービスを展開し、地域の福祉活動の拠点としての役割を果たしている社会福祉協議会が福祉センターの設置目的に最も適合した団体であること、2. 長きにわたり、地域福祉の担い手として実績を有し、地域住民からの信頼も厚く、適切な施設運営が可能な団体であること、3. 在宅福祉事業や介護予防、健康増進を目的としたプールを活用する教室の業務を受託し、福祉の専門職として効果的な運営が可能であること、4. 海田町社会福祉協議会が、福祉センターに事務所を置いていることが町民に定着していること、5. 平成18年度から海田町福祉センターを適切に管理しているとともに、行政を補完する役割も果たしており、平成31年度からも指定管理者として十分に役割を果たしていける団体と判断していることなどの理由から選定したものでございます。

3の指定期間につきましては、平成31年度から平成35年度までの5年間とすることとしております。

4の指定管理者候補者選定の経緯でございますが、10月9日に、非公募により、海田町社会福祉協議会に指定管理者指定申請書を提出させること及び指定期間を5年とするを決定いたしました。10月24日、海田町社会福祉協議会から指定管理者の指定申請書等が提出され、11月1日に、企画会議により内容等を審査し、海田町社会福祉協議会を指定管理者候補者とすることを決定したものでございます。

5の指定管理料についてでございますが、提案された指定管理料は総額2億4,539万4,000円で、各年度とも上限額を下回っております。なお、この上限額の設定につきましては、平成26年度から29年度までの実績を基に、収入額及び支出額を積算し、増額見込み及び今後消費税の引き上げを加味した額で、各年度の積算をしております。

3ページ、4ページは指定管理者事業評価シートでございます。3ページをお願いいたします。中ほど2の評価結果を御覧ください。施設管理、利用者対応、会計経理についてはA、委託業務についてはBで、総合評価で優良と判断したものでございます。

5ページをお願いいたします。指定管理者申請書の審査基準は、海田町社会福祉協議会から提出された申請書等の内容が、指定管理者仕様書の内容に基づいたものであるかを審査したもので、適当と認めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原） 日程第4、第45号議案、公の施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田） 第45号議案、公の施設の指定管理者の指定について。海田町シルバープラザの指定管理者の候補者を選定したことに伴い、指定管理者として指定することについて議決を求めるものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原） 長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤） それでは、第45号議案、公の施設の指定管理者の指定について御説明させていただきます。議案書6ページをお願いいたします。

公の施設の名称は、海田町シルバープラザでございます。指定の相手方は、海田町つくも町6番3号、公益社団法人海田町シルバー人材センター理事長、清水康弘。指定の期間は、平成31年4月1日から平成36年3月31日までの5年間といたします。

次に資料3、海田町シルバープラザの指定管理者候補者の選定についてをお願いいたします。1の指定管理者候補者の選定につきましては、シルバープラザは平成26年度から海田町シルバー人材センターが指定管理者として管理運営を行っており、今年度をもって指定管理期間が終了いたしますが、平成31年度以降についても公募によらず、引き続き、海田町シルバー人材センターを指定管理者候補者として選定したものでございます。

2の選定理由につきましては、1. シルバープラザは高齢者の福祉の増進に努めるとともに、高齢者の労働能力の活用を図るために設置された施設であり、その性格などから高齢者の就労機会の創出により、高齢者の生きがいと自立の一翼を担い、かつ公益を目的とする事業を行うシルバー人材センターが、シルバープラザの設置目的に最も適合した団体であることや、老人集会所についても一体的に管理することで、効率的な施設管理運営が可能と考えられること、2. 長きにわたり、高齢者の就業機会の創出に寄与し、地域住民からの信頼も厚く、施設の利用者が不安なく利用できる運営が可能な団体であること、3. シルバー人材センターが、シルバープラザに事務所を置いていることが町民に定着していること、4. 平成26年度からシルバープラザを適切に管理しているとともに、高齢者が働くことを通じて、生きがいを得る役割を果たしており、地域社会の活性化に貢献していることなどの理由から選定したものでございます。

2ページをお願いいたします。続きまして、3の指定期間につきましては、平成31年度から平成35年度までの5年間とすることとしております。指定管理者候補者選定の経

緯でございますが、10月9日に、非公募により海田町シルバー人材センターに指定管理者指定申請書を提出させること及び指定期間を5年とすることを決定いたしました。10月24日、海田町シルバー人材センターから指定管理者の指定申請書が提出され、11月1日、企画会議により審査内容を審査し、海田町シルバー人材センターを指定管理者候補者とすることを決定したものでございます。

次に、指定管理料についてでございますが、提案された指定管理料は、総額1,894万7,000円で、各年度とも、上限額を下回っております。なお、この上限額の設定につきましては、平成26年度から29年度までの実績を基に収入額及び支出額を積算し、増額見込み及び今後の消費税の引き上げを加味した額で各年度の積算をしております。

3ページ、4ページ目は指定管理者事業評価シートでございます。3ページをお願いします。中ほどの2の評価結果を御覧ください。施設管理、利用者対応、会計経理についてはA、委託業務についてはBで、総合評価で優良と判断したものでございます。

5ページをお願いいたします。指定管理者申請書の審査基準は、海田町シルバー人材センターから提出された申請書等の内容が、指定管理者仕様書の内容に基づいたものであるかを審査したもので、適当と認めたものでございます。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第5、第46号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてから、日程第7、第48号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでを一括議題とします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第46号議案から第48号議案、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてほか2件、第46号議案から第48号議案までを一括で御提案申し上げます。

人事院の給与勧告に伴い、関係する3件の条例を改正するものでございます。内容につきましては担当者から説明をさせます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）それでは、第46号議案から第48号議案までを一括で御説明申し上げます。第46号議案から第48号議案につきましては、人事院の給与勧告に基づき、所要の

改正を行うものでございます。

第46号議案の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例と、第47号議案の特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正につきましては、期末手当の改正のみになりますので、資料の中で一括して説明をさせていただきます。

改正内容につきましては、主に資料4の給与改定の概要で説明をさせていただきますが、議案書は7ページから14ページ、三つの条例の新旧対照表を、資料5、資料6、資料7でお配りしておりますので、併せて御覧ください。

それでは、資料4をお願いいたします。まず、平成30年の人事院勧告の骨子についてでございますが、民間給与との較差を埋めるため、若年層に重点を置きながら、俸給表の水準を、毎月平均655円、0.16パーセント引き上げるとともに、勤勉手当については、民間との支給割合を考慮し、0.05月分引き上げとなっております。また、宿日直手当の支給限度額を、現行の4,200円から4,400円に、200円引き上げとなっております。

以上につきまして、平成30年度分から適用いたします。

次に、海田町の改正方針についてでございますが、人事院勧告に準じた改定を行うものといたします。毎月の給料につきましては、平均では743円、0.2パーセントの引き上げでございます。新しい給与表とこれまでの給与表との比較につきましては、資料7の新旧対照表に記載しておりますので、御参照いただければと思います。

次の勤勉手当につきましても、国の改定に準じて支給割合を改定するもので、1ページの下の方から2ページにかけて一覧表で記載をさせていただいております。一般職員については、現行の4.4月分から4.45月分へ0.05月分の増、2ページになりますが、再任用職員については2.3月分から2.35月分へ0.05月分の増、町長ほか、特別職については、4.4月分から4.45月分への0.05月分の増、議員につきましては、3.45月分から3.5月分へ、0.05月分の増となるものでございます。

続いて、宿日直手当につきましては、通常の宿日直手当の支給限度額を現行の4,200円から4,400円へ200円引き上げるものでございます。また、勤務時間が通常の2分の1、具体的には午前8時30分から午後0時30分までの半日勤務に引き続き行われる宿日直手当の支給限度額については、国に準じて現行の6,300円から6,600円へ300円引き上げるものでございます。

次に、施行期日でございますが、公布の日から施行し、平成30年度分から適用いたします。なお、平成31年度以降に関する部分につきましては、平成31年4月1日から施行

いたします。

以上で、第46号議案から第48号議案の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で、説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。日程第3、第44号議案、公の施設の指定管理者の指定についてから、日程第7、第48号議案、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの5議案については、予算委員会に付託して審査することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第44号議案から第48号議案までの5議案について、予算委員会に付託することと決します。

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）日程第8、第49号議案、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定についてを議題をいたします。町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第49号議案、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について。公務の能率的な運営を促進し、行政サービスの向上を図るため、一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定するものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）総務部次長。

○総務部次長（門前）それでは、第49号議案、一般職の任期付職員の採用等に関する条例の制定について御説明いたします。

議案書の15ページをお願いいたします。資料は、資料8の条例の概要、資料9の新旧対照表を御覧ください。改正の内容につきましては、資料8の条例の概要で説明をさせていただきます。

まず、趣旨でございますが、地方行政の高度化、専門家が進む中で、専門性を備えた人材の確保や多様化する行政ニーズに対応した行政サービスの充実を図るとともに、公務のより能率的な運営を促進するため、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一般職の任期付職員の採用等に関する条例を制定するものでございます。

次に、採用区分及び任期でございますが、IT業務など専門的な知識経験を有する者を採用する場合については、任期が5年以内となっております。また、一定期間内に限

り、業務量の増加が見込まれる災害対応業務など専門的な知識経験を要件としないものを採用する場合については、任期が3年以内となっております。専門的な知識経験の有効活用や、一時的な業務量の増加等への柔軟な対応を可能とすることで、公務の能率的な運営体制を確保しようとするものでございます。

また、この度の豪雨災害の復旧復興業務に対応する土木技師を確保するために、現在総務省を通じて、他の自治体から職員の派遣要請を行うなどしておりますが、仮に人材が確保できない場合の対応策として、この条例を制定することで町独自に任期付職員の採用を可能とし、人員の確保を図ろうとするものでございます。

続いて、短時間勤務職員に係る特例等でございますが、任期付職員の給与及び勤務時間、休暇等については、常勤の者は一般職の職員と同じ制度を適用いたしますが、短時間勤務職員、つまり勤務時間が週31時間以下の職員については勤務時間数に応じて給料を支給し、扶養手当や住居手当は支給しないなど、職員の給与条例と職員の勤務時間、休暇等に関する条例において特例及び適用除外を規定するものでございます。

また、施行期日につきましては、公布の日でございます。

以上で、説明を終わります。

○議長（桑原）以上で、説明を終わります。これより、質疑を行います。質疑があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）質疑なしと認めます。質疑を終結します。討論があれば許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）討論なしと認めます。討論を終結します。

これより、第49号議案について採決を行います。

お諮りいたします。第49号議案について、原案のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第49号議案は、原案のとおりこれを決します。

この際、皆さんに審査日程についての確認をしておきます。日程第9から日程第14に至る各議案については、補正予算に関する議案でございます。執行部より説明を受け、予算委員会に付託する予定でございますので、御協力をお願いいたします。

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〇〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

○議長（桑原）日程第9、第50号議案、平成30年度海田町一般会計補正予算から、日程第14、第55号議案、平成30年度海田町水道事業会計補正予算まで一括議題といたします。

町長より、提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）第50号議案から第55号議案、平成30年度海田町一般会計ほか5会計補正予算、第50号議案から第55号議案までを一括で御提案申し上げます。この度の補正予算につきましては、河川災害、復旧事業費の増額等の予算措置を行うものでございます。内容につきましては、担当者から説明させます。

○議長（桑原）財政課長。

○財政課長（吉本）それでは、第50号議案、平成30年度海田町一般会計補正予算第6号について御説明いたします。

初めに、歳入歳出の補正につきまして、資料10、平成30年度補正予算説明書をお願いいたします。

それでは、資料10、平成30年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。なお、この度の補正予算では給与改定や人事異動、育児休業等に伴い、職員給料や職員諸手当、共済組合負担金、臨時職員賃金など、人件費関係の増減を行っております。その他、精算に伴う平成29年度分の国県支出金の返還金の増や、この度の特別会計の補正予算に伴う繰出金の増減等がございますが、件数が多く繰り返し出てまいりますので、個別の説明は省略させていただきます。

それでは、資料10の5ページ、6ページをお願いいたします。議会費の議会運営事業の議員報酬につきましては、7月豪雨災害に伴い、9月議会において議員発議により、減額の決定をしたものをこの度減額補正するもので、災害の復旧復興の財源として活用させていただきます。

また、次の7ページ、8ページの特別職の給与の減額についても同様のものとございます。

次に、11、12ページをお願いいたします。総務費の戸籍住民基本台帳費の戸籍管理事業につきましては、戸籍事務へのマイナンバー制度導入準備に係り、戸籍システムの外字文字抽出業務委託をするため54万円増額するもので、その財源として国庫支出金を併せて増額いたします。

次に、19、20ページをお願いいたします。民生費の社会福祉費の国民年金システム改

修事業につきましては、国民年金第1号被保険者の産前産後期間の保険料の免除に対応するためや、免除申請様式等の見直しに対応するためのシステム改修委託料として185万8,000円を増額するもので、その財源として国庫支出金を併せて増額いたします。

次に、21、22ページをお願いいたします。児童福祉費の保育所費の保育所整備事業につきましては、民間保育所設置運営事業者の選定委員謝礼として5万5,000円増額するものです。

次の児童措置費の児童手当支給事業につきましては、支給対象児童数が当初見込みを上回ったことにより、児童手当を95万5,000円増額するもので、その財源として国県支出金を併せて増額いたします。

次に、児童クラブ費の児童クラブ運営業務委託事業につきましては、児童クラブ運営事業者の選定委員謝礼として1万9,000円増額するものでございます。

次に、27、28ページをお願いいたします。民生費の災害救助費の災害見舞金等支給事業につきましては、床下浸水等の世帯についても支給対象として特例拡大し、1万円の災害見舞金を支給するため、309万3,000円増額するものでございます。

次に、29、30ページをお願いします。衛生費の保健衛生費の母子保健費の不妊治療費助成事業につきましては、不妊治療費の助成件数が当初見込みを上回るため、270万円増額するものでございます。

次に、39、40ページをお願いします。土木費の道路橋りょう費の町道2号線、畝二丁目地内歩道改修事業につきましては、施工箇所の変更に伴い、既存の工事費予算を200万円増額するもので、またその財源として、国県支出金の追加交付金分と地方債を増額します。なお、年度内完了が見込まれないため、繰越明許費を併せて設定いたします。工事については、別に工事箇所図の資料を併せて提出いたしております。

次に、45、46ページをお願いいたします。消防費の防災情報伝達体制整備事業につきましては、防災ラジオを500台購入するため464万4,000円増額するもので、次の防災体制強化事業につきましては、7月豪雨災害を踏まえて、防災体制強化調査分析業務を行うため962万3,000円増額するものでございます。なお、2事業とも年度内完了が見込まれないため、繰越明許費を設定いたします。

次に、55、56ページをお願いいたします。災害復旧費の道路橋りょう災害復旧事業につきましては、設計管理委託料を追加するため、次の河川災害復旧事業については河川災害復旧工事費を追加するため、それぞれ増額するもので、併せてその財源として地方

債を増額いたします。

次に、57、58ページをお願いいたします。公立学校施設災害復旧事業につきましては、海田南小学校グラウンド復旧工事費を追加するため800万円増額するもので、その財源として国庫支出金と地方債を併せて増額いたします。

続きまして、歳入を御説明いたします。なお、歳出の増額補正を説明させていただいた特定財源の増額については省略させていただきます。

資料の1ページ、2ページをお願いいたします。下段の寄附金の一般寄附金については、7月豪雨災害に伴う災害支援給付金について459万5,000円増額するもので、被災者支援や災害の復旧復興のための財源として活用させていただきます。

次の財政調整基金繰入金については、財源調整のため1,946万6,000円を増額するものです。

次の前年度繰越金につきましては、29年度決算剰余金に伴う繰越金について、9月補正予算で一部増額した残りの部分421万9,000円を増額するものでございます。

次に、資料の3ページ、4ページをお願いいたします。上段の市町村振興協会災害支援金については、7月豪雨災害に伴う市町村振興協会からの支援金について385万円増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第50号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1億2,094万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を140億6,344万5,000円とするものでございます。

次に、繰越明許費の補正につきましては、第2表に記載しておりますが、内容につきましては、歳出予算の補正で説明いたしましたので、省略させていただきます。

次に、債務負担行為の補正につきましては、第3表に記載しておりますので、議案書5ページをお願いいたします。まず、広報かいた発行業務に係る額については、町民に町政情報をより分かりやすく効果的に発信するため、平成31年度及び32年度の広報紙の製作発行業務について民間事業者に委託するに当たり、その契約手続きを今年度中に進めるため、債務負担行為を設定するもので、その期間は平成32年度まで、限度額は2,029万6,000円でございます。

次に、海田小学校区児童クラブ運営業務に係る額と、次の海田西小学校区児童クラブ運営業務に係る額については、平成31年度と32年度の放課後児童クラブの運営業務を委託するに当たり、その手続を今年度中に進めるため、債務負担行為を設定するもので、

その期間は平成32年度まで、限度額はそれぞれ2,600万円と1,700万円でございます。

次に、福祉センター指定管理者業務に係る額と、次のシルバープラザ指定管理業務に係る額については、それぞれ施設の指定管理を行うに当たり、その手続きを今年度に進めるため、債務負担行為を設定するもので、その期間は平成35年度まで、限度額はそれぞれ2億4,539万4,000円と1,894万7,000円でございます。

続きまして、議案書6ページをお願いします。地方債の補正でございますが、3事業の地方債についてそれぞれ変更するものですが、7については、歳出予算の補正で説明いたしましたので、省略させていただきます。

以上で、平成30年度海田町一般会計補正予算第6号の説明を終わります。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稻田）続きまして、第51号議案、平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第3号について御説明いたします。

内容につきましては、資料13によるところでございますが、給与改定等に伴う職員給与費の増額でございますので、資料での説明を省略させていただきます。

それでは、第51号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に37万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を12億5,824万9,000円とするものでございます。

以上で、平成30年度海田町公共下水道事業特別会計補正予算第3号の説明を終わります。

○議長（桑原）住民課長。

○住民課長（水川）続きまして、第52号議案、平成30年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきまして、資料14の平成30年度補正予算説明書に従いまして、歳出から御説明いたします。資料14の3ページ、4ページをお願いいたします。総務費、総務管理費の一般管理一般事務事業につきましては、平成30年度の国保制度改正に伴い、調整交付金交付申請システムの改修が必要となったため、委託料を27万円増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。歳出のシステム改修費用が特別調整交付金の交付対象となるため、県支出金、県補助金、保険給付費等交付金を歳出と同額の27万円増額するものでございます。

続きまして、議案を御説明いたします。第52号議案をお願いいたします。この度の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から27万円を増額し、歳入歳出予算の総額を25億7,640万5,000円とするものでございます。

以上で、平成30年度海田町国民健康保険特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。長寿保険課長。

○長寿保険課長（新藤）それでは、第53号議案、平成30年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号について御説明いたします。

歳入歳出の予算の補正につきましては、資料15の平成30年度補正予算説明書に従い、歳出から説明いたします。

資料15の保険事業勘定の3ページ、4ページをお願いいたします。保険給付費の介護予防サービス等諸費の地域密着型介護予防サービス給付事業につきましては、サービス利用者が当初見込みを上回ったため150万円を増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1ページ、2ページをお願いいたします。支払基金交付金の介護給付費交付金国庫支出金の介護給付費国庫負担金、県支出金の介護給付費県負担金、繰入金の介護給付費繰入金は歳出で御説明いたしました保険給付費に伴う各法定負担分の増額でございます。

次に、国庫支出金、国庫補助金の介護保険事業補助金につきましては、介護保健システムの改修費用に補助金が交付されることとなったため165万円を増額するもので、それに伴い、繰入金の事務費等繰入金を同額の165万円減額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第53号議案をお願いいたします。この度の保険事業勘定の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に150万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を20億8,849万9,000円とするものでございます。

以上で、平成30年度海田町介護保険特別会計補正予算第2号の説明を終わります。

それでは、第54号議案、平成30年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号について御説明いたします。

歳入歳出予算の補正につきましては、資料16の平成30年度補正予算説明書に従い、歳出から御説明いたします。

資料16の3ページ、4ページをお願いいたします。後期高齢者医療広域連合納付金の保険料等納付事業につきましては、後期高齢者保険料の保険基盤安定分及び延滞金、ま

た確定した前年度繰越金と併せて1,257万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入について御説明いたします。1 ページ、2 ページ目をお願いします。繰入金の一般会計繰入金の保険基盤安定繰入金につきましては、歳出でも御説明いたしました広域連合納付金の増額に伴い、33万1,000円を増額するものでございます。繰越金の前年度繰越金1,213万7,000円の増額につきましては、平成29年度の額の確定によるものでございます。諸収入の延滞金につきましては、滞納繰越分保険料の収入が見込みを上回ったため、11万円を増額するものでございます。

続きまして、議案について御説明いたします。第54号議案をお願いいたします。この度の歳入歳出予算の補正につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に1,257万8,000円を追加し、歳入歳出の総額を3億7,562万円とするものでございます。

以上で、平成30年度海田町後期高齢者医療特別会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）上下水道課長。

○上下水道課長（早稻田）続きまして、第55号議案、平成30年度海田町水道事業会計補正予算第1号について説明いたします。内容につきましては、資料17によるところでございますが、給与改定等に伴う人件費等の補正でございますので、資料での説明を省略させていただきます。

それでは、第55号議案をお願いいたします。第2条でございますが、当初予算、第3条に定めた収益的支出の予定額の水道事業費用を51万6,000円増額し、4億3,815万3,000円とするものでございます。

次に、第3条でございますが、予算第7条に定めた議会の議決を得なければ流用することができない経費の職員給与費を51万6,000円増額し、6,717万5,000円とするものでございます。

以上で、平成30年度海田町水道事業会計補正予算第1号の説明を終わります。

○議長（桑原）以上で説明を終わります。

この際、議長よりお諮りいたします。日程第9、第50号議案、平成30年度海田町一般会計補正予算から、日程第14、第55号議案、平成30年度海田町水道事業会計補正予算までの6議案について、予算委員会に付託して審査することといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、第50号議案から第55号議案までの6議案について予算委員会に付託することと決します。

この際、議長よりお諮りいたします。町長から平成29年度決算の認定に係る海田町決算審査意見書を訂正したいと申し出がありました。平成29年度決算の認定に係る海田町決算審査意見書の訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として、直ちに議題としたいと思います。

御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。平成29年度決算の認定に係る海田町決算審査意見書の訂正の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定しました。

これより、資料を配付します。

（資料配布）

~~~~~○~~~~~

○議長（桑原）追加日程第1、平成29年度決算の認定に係る海田町決算審査意見書の訂正の件について議題をいたします。

町長から、平成29年度決算の認定に係る海田町決算審査意見書の訂正の件について理由の説明を求めます。町長。

○町長（西田）この度、監査委員から海田町決算審査意見書について訂正したい旨の申し出がありましたので願います。御審議よろしく願います。

○議長（桑原）兼山監査委員。

○監査委員（兼山）この度は決算審査意見書に記載誤りがありました。内容についてはお手元の資料のとおり、意見書の3ページの（2）の決算収支にあります。一般会計の翌年度繰越財源額を誤ったこととございました。本来は、翌年度繰越財源の9,410万円を記載すべきところを繰越明許費の1億9,415万1,000円と誤って記載し、それに伴い、実質収支額にも変更が生じるものでございます。

この度は御迷惑をお掛けいたしまして、大変申し訳ございませんでした。

○議長（桑原）平成29年度決算の認定に係る海田町決算審査意見書の訂正の件を許可することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（桑原）異議なしと認めます。したがって、平成29年度決算の認定に係る海田町決

算審査意見書の訂正の件を許可することに決定しました。

この際、議長よりお諮りいたします。予算委員会及び決算審査特別委員会の審査のため、明日12月6日から12月11日までの6日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（桑原）異議なしと認めます。よって、12月11日までの6日間を休会とすることに決します。

なお、次の会議は12月12日午前9時から開会いたします。本日はこれにて散会いたします。大変御苦勞様でした。

午前11時28分 散会